

広報 **なみえ** お知らせ版

(平成27年12月15日発行) No.54

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、各種情報をお届けします。

※平成27年12月2日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

発行 浪江町役場復興推進課

〒964-0984
福島県二本松市北トロミ573番地
代表TEL 0243(62)0123
直通TEL 0243(62)4731
http://www.town.namie.fukushima.jp
*毎週土・日・祝祭日は閉庁日です。

QRコードをご利用ください。

浪江町公式フェイスブック・ページ「つながろうなみえ」町からのお知らせや写真などがご覧いただけます。

町内の保管自動車の撤去・処分に関する意向確認書について

環境省は、浪江町の復旧・復興を進めていくため、政府による避難指示に伴い所有者の方が浪江町内のご自宅等にやむを得ず残置した自動車(以下「保管自動車」という)について、今後、撤去・処分を実施する予定です。

撤去・処分の実施にあたり、まずは所有者の方が保管自動車の撤去・処分を希望されるかどうかの意向を確認させて頂きます。東京電力へ賠償金のご請求をいただいた自動車を対象に、12月15日より順次、東京電力から所有者の方へ「自動車の撤去・処分に関する意向確認書」を郵送しますので、お手元に書類が届きましたら期日までにご返送をお願いします。

また、撤去・処分は、平成28年度以降に実施する予定です。具体的なスケジュールが決まりましたら、国による撤去・処分を希望する旨の意向確認書をご提出頂いた各所有者の方に、改めてご連絡申し上げます。

なお、環境省による保管自動車の撤去・処分を希望される場

合、所有者の方に撤去・処分の費用負担は発生しません。

本件に関して、不明な点はお問い合わせください。

環境省福島環境再生事務所

浜通り北支所 浪江町保管自動車担当

TEL 0244(26)9912

受付時間 9時～17時

(土・日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

臨時福祉給付金の申請受付は12月25日(金)まで

消費税の引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方々の負担に配慮した暫定的・臨時的な措置として、今年度も「臨時福祉給付金」を支給します。

対象となる可能性がある方には、9月中旬頃に申請書を送付しています。申請書兼請求書に必要事項をご記入いただき、必要書類(本人確認書類など)と一緒に提出してください。受付期間を過ぎた場合は、受け付けできませんのでご注意ください。

▽対象者

次の①、②の両方に該当する方
①平成27年1月1日時点で、浪江町に住民登録がある方

②平成27年度の町民税が課税されていない方

(町民税が全額減免されている方も含みます)

※課税者に扶養されている方や、生活保護を受給している方は対象外です。

▽支給額

給付対象者1人あたり6千円

▽受付期限

12月25日(金)まで(期限厳守)

▽提出方法

申請書類を返信用封筒にて郵

(送いただくか、窓口(二本松事務所または各出張所)へご提出ください。

なお、書類に不備があると、受け付けできない場合があります。

問 介護福祉課福祉係
TEL 0243(62)4737

年末年始の役場業務のご案内

役場の業務は、12月29日(火)から1月3日(日)まで休みです(各出張所および仮設津島診療所も休みです)。

閉庁中は、本庁舎および二本松事務所のみ日直が対応します。

▷日直受付時間 8時30分～17時15分

▷日直対応業務

【本庁舎】

●各種申請書の收受

※浪江町応急仮設診療所は休診します。

※住民票等各種証明書の発行はできません。

申請受付後、後日郵送します。

【二本松事務所】

●安否確認、所在報告受付

●各種申請書の配布、收受

●戸籍関係届出書の收受

※住民票等各種証明書の発行はできません。

申請受付後、後日郵送します。

問 役場二本松事務所 TEL 0243(62)0123

思い出の品展示場 開設のお知らせ

津波被災地におけるがれき等の選別作業の際に発見した写真アルバム、賞状などの「思い出の品」を一人でも多くの所有者やご家族のお手元にお返しできるように、後記の施設で展示・引き渡しを行っています。

年末年始も開設しますので、浪江町にお越しの際はどうぞお立ち寄りください。

▽展示場所

双葉ギフト店舗内（浪江町国道6号線沿いしまむら隣）
〒979-1152

浪江町大字高瀬字牛渡川原2

17

▽開設時間

9時～15時（日曜日を除く）
※1月3日（日）は開設します。

▽主な展示物

写真、アルバム、位牌、玩具など

▽持参いただきたい物

運転免許証など本人確認ができるもの

問 株式会社 安藤・間

TEL 0244(24)0100

FAX 0244(35)0660

平成28年度 浪江町臨時職員の登録を受け付けています

任用期間は原則6か月以内で、町が必要と認めるときは更新する場合があります。任用は登録制です。

なお、登録されても必ず任用されるとは限りませんので、ご了承ください。

■登録職種

	登録職種	要資格	時給	勤務時間
1	一般事務補助 (二本松事務所、浪江町本庁、各出張所等)		825円 ～ 1,021円	町職員の勤務時間に準じます。
2	浪江町内防犯パトロール業務			
3	浪江町休憩施設維持管理業務			
4	図書館事務補助 (浪江in福島ライブラリーきぼう)			
5	児童介助支援業務		1,002円 ～ 1,327円	
6	仮設津島診療所事務補助			
7	スクールバス運転手	○		
8	生活支援バス運転手	○		
9	二本松事務所、福島出張所勤務看護師	○		
10	仮設津島診療所勤務看護師	○		

■申込みについて

●申込み期限

平成28年1月29日(金)まで

※期限後も随時受け付けますが、4月1日の採用候補者からは除かれる場合があります。

●受付時間

8時30分～17時15分
(土・日・祝日を除く)

■申込み方法

役場二本松事務所総務課および各出張所に申込用紙がありますので、必要事項を記入の上、総務課へ提出してください。なお、申込用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

■採用方法

登録者の中から、登録者の希望および各担当課の業務内容などを考慮し、書類選考を行います。その後、各担当課から登録者へ連絡し、面接による選考を行い任用予定者を決定します。

申・問 総務課行政係 TEL 0243(62)0128

酒田行政区本格除染実施後の 放射線モニタリング事後調査が始まりました

国（環境省）は、本格除染が終了した地域から、その除染効果が維持されていることを確認するため、放射線モニタリング事後調査を下記のとおり行っています。

皆さまのご自宅や農地等の敷地内に調査員を立ち入らせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、今後除染が終了した地域から順次、モニタリング事後調査を実施する予定です。

◎調査前には、所有者様に請負業者からご通知およびお電話にてご連絡します。

◎立会いを希望される所有者様は、請負業者からのお電話の際にその旨をお知らせ願います。

本調査について、不明な点はお問い合わせください。

事後調査対象区域	酒田行政区
請負業者	安藤・間・戸田建設・不動テトラ・浅沼組・岩田地崎建設 特定建設工事共同企業体（安藤ハザマJV）
開始時期	11月下旬より

問 環境省 福島環境再生事務所 浜通り北支所 浪江町除染担当 TEL 0244(26)9912(代表)
受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）